

## 水道週間

6月1日(日)～7日(土)  
「一滴の 自然のめぐみ たいせつに」

いとう かおる  
伊藤 薫さん

### 千代川市民一斉清掃の参加者を募集!



私たちの大切な水源、千代川のきれいな水を保つため、みなさんのご協力をお願いします。なお、清掃に必要な軍手・ごみ袋は用意します。

■と き 6月1日(日) 午前9時～10時

※雨天の場合は6月8日(日)

■集合場所 千代川倉田スポーツ広場

実施の有無については、当日午前7時30分以降に水道局(☎53-7811)へお問い合わせください。

### 水道相談室を開設します

～お気軽にご相談ください～

■と き 6月2日(月)・3日(火)

午後1時～4時

■ところ 市役所本庁舎玄関通路

※雨天の場合は玄関ホール

水道週間中は水道相談室のほか、水道局の窓口で水栓パッキンを配布しています。



### 水道の標語を募集します

- テーマ 「水道について、日ごろ感じていること」
- 応募資格 市内在住または市の水道を使用している人
- 応募方法 作品1点・住所・氏名・年齢・電話番号を記入のうえ、応募ください。様式は問いません。(FAXも可)
- 応募期限 6月13日(金)(必着)
- 入賞 最優秀賞(1点)、佳作(3点)
- 発表方法 入賞者には通知し、併せて市報などで発表します。
- 注意事項  
▷入賞作品の著作権は鳥取市水道局に帰属します。  
▷応募作品は自作・未発表のものに限ります。  
▷応募作品は返却しません。  
▷応募は1人1点とします。
- 送付先 〒680-1132 国安210-3  
水道局総務課「標語募集担当」  
(☎53-7913・FAX53-7802)
- ホームページ <http://www.water.tottori.tottor.jp/>

平成15年度の国民健康保険料の納付通知書は7月中旬に送付します。保険料の金額は前年(平成14年)の所得をもとに計算します。会社からの給料のみの人や年金収入のみの人以外は所得の申告が必要です。



### 国保料の適正な算定のためには 所得の申告が必要です

特に国保に加入されている人は所得が一定基準以下だと保険料が軽減されますが、申告をしていないと所得が把握できないため、基準に該当する場合でも軽減されません。

所得の申告受付は2月17日から3月17日まででしたが、まだ申告をしていない人は市民税課で随時受け付けますので、申告をしてください。

■問い合わせ先 保険年金課(☎20-3204)

平成15年度分の市・県民税は、昨年中の所得に応じて計算され、今年の1月1日時点で住んでいた市町村に納めていただくものです。納税方法は次の2種類です。



【市・県民税】

#### ■特別徴収

5月中旬に勤務先の事業所に送付する税額通知書に基づき、平成15年6月から平成16年5月までの毎月の給料から引き去り、事業所がまとめて納税します。

給料以外の所得が多く、給料から差し引くことが困難な場合は、給料以外の所得について普通徴収が選択できます。希望する場合は市民税課までお知らせください。

#### ■普通徴収

特別徴収をする事業所に勤務していない人は、納付書により納税します。

■問い合わせ先 市民税課(☎20-3124)

納付は6月から